

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年二月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年五月二十一日奈良県指令建第九〇―二四八号

平成二十六年一月六日奈良県指令建第九〇―二四八―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年一月二十七日建第八一三〇号

三 開発区域に含まれる地域

天理市上総町三〇〇番三、三〇〇番四及び三〇一番、石上町一四九番、一五〇番、

一五一番一及び一五一番二並びに櫛本町五六番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市上総町四六番地三

丸嶋運送株式会社 代表取締役 嶋田力

一 許可番号

平成二十五年十二月十三日奈良県指令建第九二―一四八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年一月二十八日建第八一三一号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市別所八番一の一部、一一番一の一部、一二番一の一部及び一三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市別所九九三番地一

乾一夫